別表十七（三の十）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第８項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第８項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「請求権等勘案合算割合　⑽」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号（課税対象金額の計算等）又は第39条の114第２項第１号（個別課税対象金額の計算等）に定める割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「⑽又は(⑽＋⑾)　⑿」の欄は、部分対象外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第８項各号列記以外の部分又は第68条の90第８項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この号において同じ。）が保険業を行う部分対象外国関係会社に該当する場合には「⑽又は」を消し、その他の場合には「又は(⑽＋⑾)」を消すこと。

4　「⑷」から「⑶」までの各欄は、「⑶」の欄の割合が70％以下である場合には、記載を要しない。

5　「⑶のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額　⑸」の欄は、別表十七(三の九)付表の記載要領第２号に準じて記載すること。

6　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第８項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第８項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。